

～子育てしやすい社会のために～

「子ども・子育て支援新制度」 がスタートします！

開始は早くて
平成 27 年 4 月から



寒 川 町



新制度では、こんな取組みを進めます！

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決して、子育てしやすい社会を実現するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が成立しました。

この法律とその他関係する法律に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が早くて平成27年4月からスタートします。

新制度は、「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」という基本的考え方をベースとし、そのうえで、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることをめざしています。

なお、具体的には、消費税率の引き上げによる増収分を活用し、町が中心となって、以下の取組みを進めていきます。

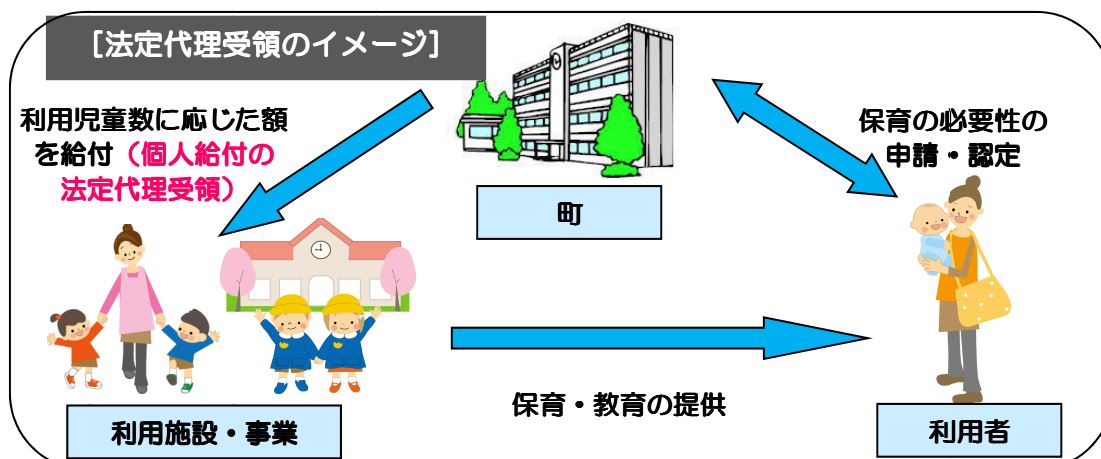
- 1 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会をめざします。
- 2 幼稚園と保育所のよいところを一つにした「認定こども園」の普及を図ります。
- 3 幼児期の学校教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の「量の拡充」や「質の向上」を進めます。



新制度では、ここが変わります！

新制度では、就学前の子どもの教育・保育を保障するために「給付制度」が導入されます。具体的には、給付対象施設の認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等の施設等を利用した場合、国・県・市町村は、施設等が教育・保育を提供するために必要な経費の一部を給付費として支払うこととなります。（町がまとめて支払い）

なお、この給付費については、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、利用者の皆様に対する直接的な給付ではなく、町から利用施設等に支払うしくみ（法定代理受領）となっています。



新制度では、新たに「**保育の必要性の認定制度**」が導入され、パートタイマーなど短時間就労の保護者のお子さんも公的保育が利用しやすくなります。

給付対象の施設や事業（P 4 参照）を利用することを希望される保護者の方は、**町が定める基準に従って、認定を受ける**ことになります。

なお、認定は次の3区分となります。

(1) 3つの認定区分

◆1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

●【主な利用先（給付対象）】 幼稚園、認定こども園



◆2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「**保育を必要とする事由**（P 6 参照）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

●【主な利用先（給付対象）】 保育所、認定こども園

◆3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「**保育を必要とする事由**（P 6 参照）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

●【主な利用先（給付対象）】 保育所、認定こども園、地域型保育（小規模保育等）



(2) 保育の必要量に応じた区分

2号認定または3号認定を受ける方は、保育の必要量によって、さらに、「**保育標準時間**」と「**保育短時間**」のそれぞれの利用区分に区分されます。

「保育標準時間」利用

主に、フルタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は11時間。

「保育短時間」利用

※保育短時間利用の対象となる就労時間の下限については、市町村ごとに定めます。

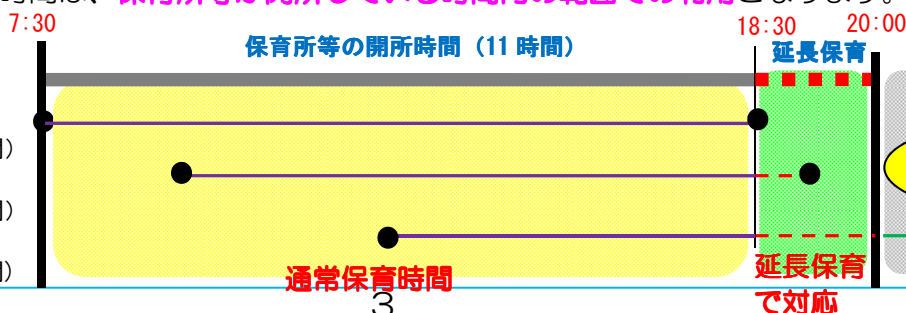
主に、パートタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は8時間。

※留意事項 利用可能時間は、**保育所等が開所している時間内の範囲での利用**となります。

【〇〇保育所の例】

利用希望時間

Aさん 7:30~18:30
(11時間)
Bさん 10:00~19:00
(9時間)
Cさん 13:00~21:00
(8時間)





新制度における子ども・子育て支援にはどんなものがあるの？

教育・保育の場

※具体的な施設や事業については、
子ども青少年課（電話０４６７－７４－１１１１）へお問い合わせください

施設名	特色	対象年齢	利用時間	利用できる保護者
幼稚園	さまざまな遊びを中心とした教育により、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」	３～５歳	昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施	利用の制限なし
保育所	就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	０～５歳	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	０～５歳	（０～２歳） ・夕方までの保育（３～５歳） ・昼過ぎごろまでの教育時間 ・保育が必要な場合は夕方までの保育 ※園により延長保育、預かり保育などを実施（０～５歳）	利用の制限なし

※給付対象施設の保育料は、保護者の所得に応じて町が定めた額となります。

※現行の幼稚園は、園の希望により、給付対象に移行する園と移行せずに現行のままの園にわかれます。

給付対象に移行した園の保育料は保護者の所得に応じたものとなりますが、現行のままの園については、従来どおり園が定める保育料となります。

事業名	特色	対象年齢	利用時間	利用できる保護者
地域型保育 ※①～④の４つの事業あり	施設より少人数の単位で、就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	０～２歳	主に夕方までの保育 ※居宅訪問型保育は親の就労に合わせ、夜間等もあり	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
①家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員５人以下）を対象にきめ細やかな保育を実施			
②小規模保育	少人数（定員６～１９人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を実施			
③事業所内保育	会社の事業所の保育施設等で従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育			
④居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合等、保護者の自宅で１対１の保育を実施			

※給付対象事業の保育料も、保護者の所得に応じて町が定めた額となります。

※現行の事業所内保育は施設の希望により、給付対象に移行する施設と移行せずに現行のままの施設に分かれます。給付対象に移行した施設の保育料は保護者の所得に応じたものとなりますが、現行のままの施設については、従来どおり施設が定める保育料となります。

地域子ども・子育て支援事業

※具体的な事業については、各問い合わせ先へ
お問い合わせください。

すべての子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業や一時預かり、放課後児童クラブなど、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を町が中心となっていく事業です。

事業名	概要	具体的実施内容 問い合わせ先
利用者支援事業	子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるよう、情報の提供や相談・援助を実施	子ども青少年課
地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談を実施	子ども青少年課
妊婦健診	母子保健法に基づき、妊産婦に対して健康診査を実施	健康・スポーツ課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や養育環境の把握を実施	健康・スポーツ課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を実施	子ども青少年課
子育て短期支援事業	《短期入所生活援助（ショートステイ）事業》 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を実施（原則として7日以内） 《夜間養護等（トワイライトステイ）事業》 保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。	子ども青少年課
ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施	子ども青少年課
一時預かり事業	急な用事や短期のパートタイム就労など、家庭で一時的に保育が困難となった場合の預かり	子ども青少年課
延長保育事業	11時間の開所時間を超えた時間帯の保育	子ども青少年課
病児保育事業	病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付設されたスペースにおける預かり	子ども青少年課
放課後児童クラブ	保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、放課後に小学校の余裕教室、児童館などで適切な遊びや生活の場を提供	子ども青少年課



子どもの年齢別、親の働き方別で選択できる利用サービス

親の就労状況	子どもの年齢		
	0～2歳	3～5歳	小学生
両親ともフルタイムの共働き世帯 ※保育利用は、「保育標準時間」が基本	●認定こども園 ●保育所 ●小規模保育 ●家庭的保育 ●事業所内保育	●認定こども園 ●保育所 ●幼稚園十一時預かり	●放課後児童クラブ
両親のどちらかがパートタイムの共働き世帯（もしくはひとり親家庭でパートタイム） ※保育利用は、「保育短時間」が基本	●認定こども園 ●保育所 ●小規模保育 ●家庭的保育 ●事業所内保育	●認定こども園 ●保育所 ●幼稚園十一時預かり	●放課後児童クラブ
両親のどちらかが専業主婦（夫）	[施設を利用] ●認定こども園 [在宅で子育て] ●地域の子育て支援 ・地域子育て支援拠点や認定こども園などの子育て支援 ・一時預かり	[施設を利用] ●認定こども園 ●幼稚園 [在宅で子育て] ●地域の子育て支援 ・地域子育て支援拠点や認定こども園などの子育て支援 ・一時預かり	



保育を必要とする事由

※次のいずれかに該当することが必要です。

- ☐ 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自営業などの居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- ☐ 妊娠、出産
- ☐ 保護者の疾病、障害
- ☐ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ☐ 災害復旧
- ☐ 求職活動（起業準備を含む）
- ☐ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ☐ 虐待やDVのおそれがあること
- ☐ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ☐ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

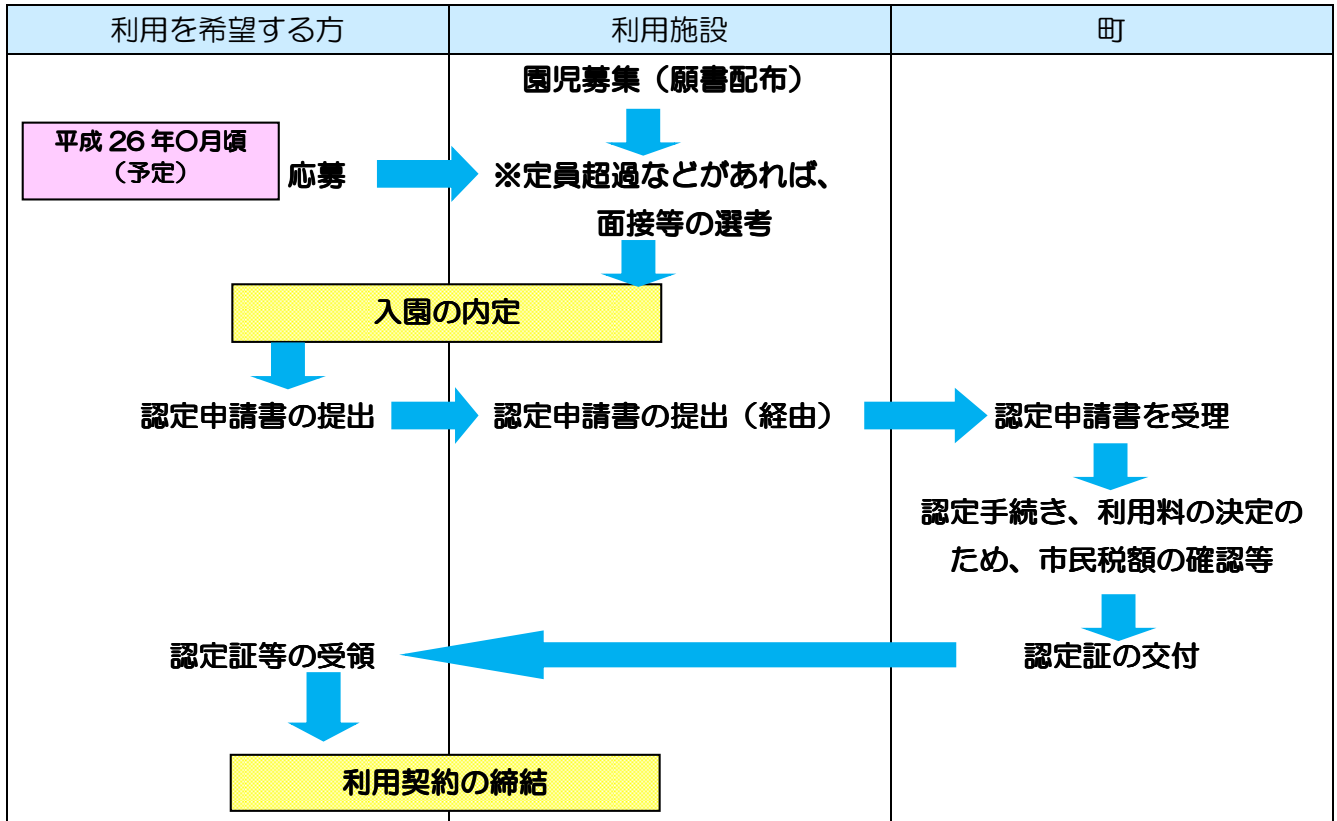
※ 優先度など、具体的な詳細は、子ども青少年課
（電話0467-74-1111）へお問い合わせください。



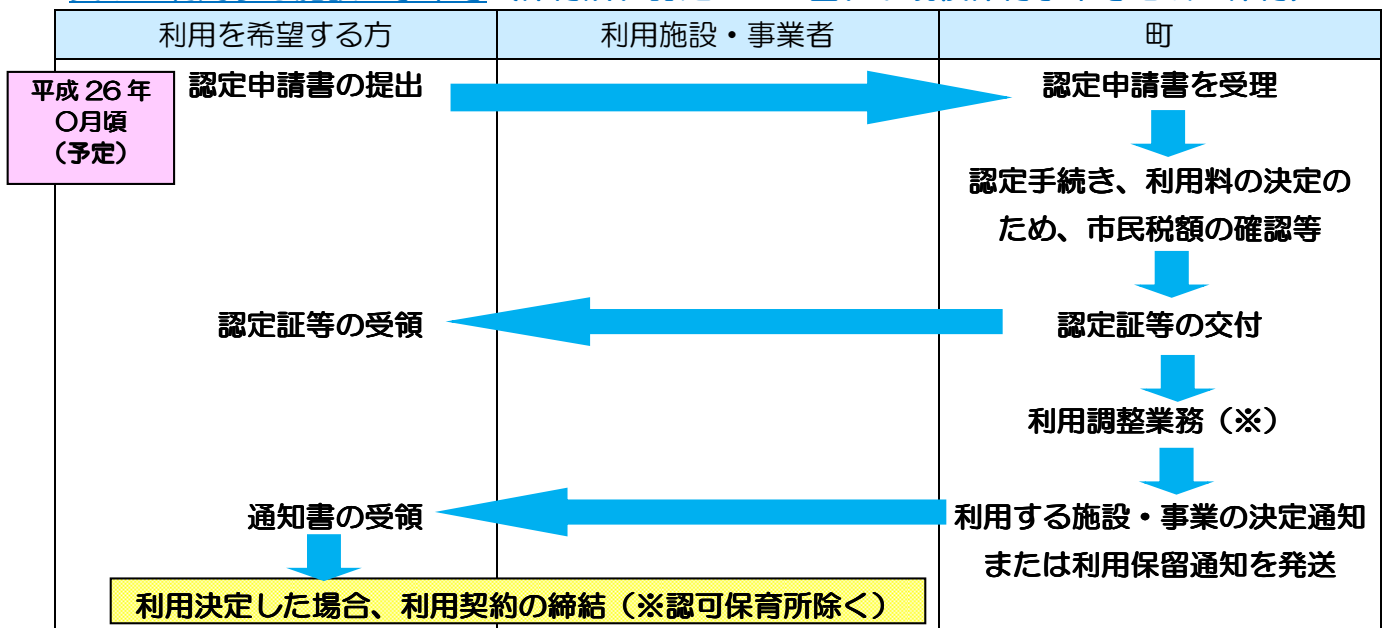
利用するには、どうすればいいの？

※給付対象に移行しない幼稚園等は、これまでと利用方法は変わりません。

(1) 1号認定（満3歳以上で幼稚園等での教育希望）で利用する施設（幼稚園、認定こども園）

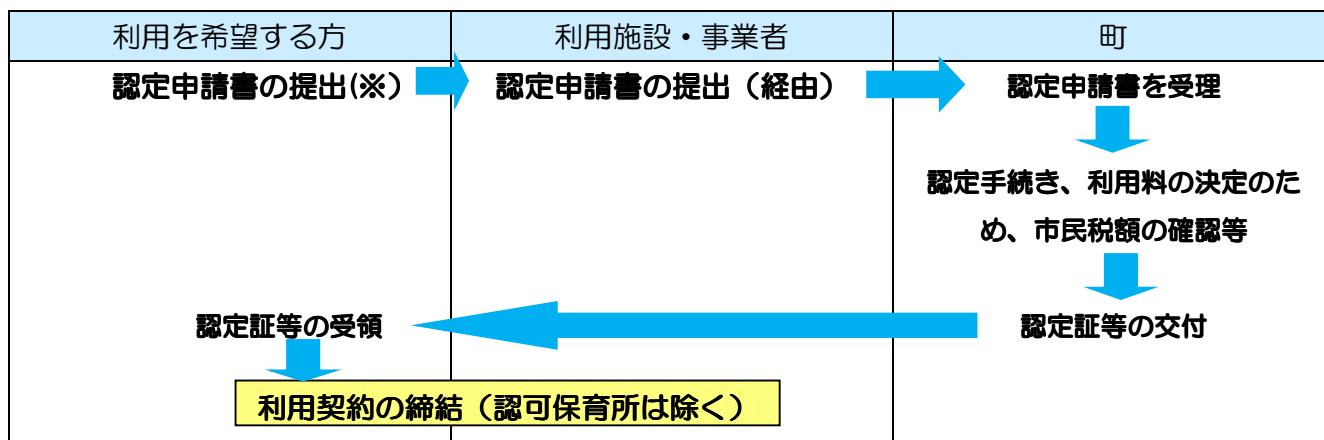


(2) 2号認定（満3歳以上で保育所等での保育希望）、3号認定（満3歳未満で保育所等での保育希望）を受けて利用する施設・事業等（保育所、認定こども園、小規模保育事業等地域型保育）



※ 利用調整業務：優先順位を選考基準により決定し、優先順位順で希望施設等へ利用決定者の振り分けを行う業務

※ 小規模保育事業等地域型保育については、認定証等受領後、事業者に直接申込み、契約を行うこととなります。



※ 認定申請書の提出時期は、認定区分によって変わります。

- ・ 1号認定 平成26年11月頃(予定)
- ・ 2号認定、3号認定 平成26年12月頃(予定)

給付対象施設・事業を利用する場合の保育料は、所得に応じた負担を基本として、国が定める水準を上限として、町が設定します。また、施設・事業者は、一定の要件の下で、必要経費(教材費等)を市町村が定める額に加えて徴収することも可能です。具体的な保育料については、今後、町で検討し、順次お知らせします。

なお、給付対象施設に移行しない幼稚園等にかかる保育料については、今までと変わらず、園が定める保育料となります。



今後のスケジュール

平成26年	10月	町広報紙で広報
	11月	認定申請受付スタート
	2月	
平成27年	4月	子ども・子育て支援新制度スタート(予定)

お問い合わせ先



◆寒川町健康子ども部子ども青少年課

電話0467-74-1111

FAX0467-74-5613

Eメール kodomo@town.samukawa.kanagawa.jp

◆国・県・市： <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

内閣府→内閣府の政策(子ども・子育て支援)→子ども・子育て支援新制度の順にリンクをたどってください。